

2026年4月発行 第91号

◆ 中小企業庁による中東情勢等を踏まえた中小企業・小規模事業者向け支援について

中小企業庁では、昨今の中東情勢や原油価格高騰などにより影響を受ける中小企業・小規模事業者向けに、支援措置を実施しています。

詳細は下記 URL でご覧ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/kokusai_josei/index.html

◆ 育成就労運用要領の公表&育成就労制度対象者向け動画の公開について

① 育成就労運用要領の公表

育成就労制度における法令の解釈や制度運用上の留意事項などを明らかにするため、育成就労制度運用要領を作成し、公表されました。

監理支援機関の許可基準や育成就労計画の認定基準などの詳細な事項について確認する際に御活用ください。

(育成就労制度運用要領)

https://www.otit.go.jp/employment_for_skill_development/01/index.html

<育成就労計画の認定申請について>

令和8年9月1日（火）から機構地方事務所・支所で受け付けを開始。施行日前申請の結果は、令和9年4月1日以降、順次、郵送する予定。

<https://www.otit.go.jp/upload/docs/%E2%91%A2260224%E8%82%B2%E6%88%90%E5%B0%B1%E5%8A%B4%E8%A8%88%E7%94%BB%E8%AA%8D%E5%AE%9A%E7%94%B3%E8%AB%8B%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%83%E3%83%88.pdf>

<技能実習生の経過措置について>

在留資格「技能実習1号イ」又は「技能実習1号ロ」で入国できるのは、原則として令和9年6月30日までとなりますので、1号技能実習計画の認定申請は、令和9年2月までに行うようお願いいたします。

また、令和9年4月1日以降も、次の要件に該当する方は、新規に技能実習を行うこと又は次の段階に移行して技能実習を行うことができますが、該当しない方は、技能実習を行うことができませんので、育成就労制度のご利用をご検討ください。

【1号技能実習】

令和9年3月31日までに認定申請をした技能実習計画に基づき、令和9年6月30日までに技能実習を開始することができる実習生

【2号技能実習】

令和9年6月30日までに1号技能実習を開始している実習生

【3号技能実習】

令和9年4月1日時点で2号技能実習の実習を1年以上行っている実習生

なお、技能実習制度に基づく監理団体の新規許可の申請は、令和8年9月30日までに行うようお願いいたします。(※)

(※) 技能実習制度に基づく監理団体の許可を受けていたとしても、育成就労制度に基づく監理支援機関にはならないため、育成就労外国人の受入れはできません。

新たに育成就労制度に基づく監理支援機関の許可を受ける必要があります。

② 育成就労制度対象者向け動画の公開について

令和9年4月1日に運用開始する育成就労制度について、制度の概要を対象者別（監理支援機関、受入れ機関、外国人）に分かりやすく解説した動画（それぞれ5分程度）を入管庁が作成し、公開いたしました。

この動画は、令和8年4月15日から始まる監理支援機関の許可の施行日前申請や同年9月1日から始まる育成就労計画の認定の施行日前申請を見据え、現行の監理団体や技能実習実施者並びに育成就労外国人の受入れを検討している関係者の皆様に、制度の理解を深めていただくことを目的としているとのことです。

【動画掲載場所のURL】

https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/nyuukokukanri01_00182.html

◆ 「繊維産業における自主行動計画（第8版）」改訂について

1月15日開催の日本繊維産業連盟総会におきまして「繊維産業における自主行動計画」が改訂されました。

今回の改訂は、取適法及び振興法の改正（令和8年1月1日施行）を受け、振興基準においても、取適法に準じた規定の追加（協議を行わない一方的な代金決定の禁止、約束手形による11支払の禁止）、振興事業計画の活用促進、「下請」等の用語の見直し等が行われました。

[繊維産業の適正取引の推進 と生産性・付加価値向上に 向けた自主行動計画（第8版）](#)

https://jtf-net.com/shiryo/260115_dai8.pdf

◆ その他中小企業関連ホームページ等について

I 税制に関する窓口及び相談機関

① 国税に関する窓口及び相談機関

国税庁及び全国12の国税局(事務所)に税務相談所が設置されており、国税に関する質問又は相談にも応じてします。質問等には決まった手続や形式はなく、口頭でも電話でも差し支えありません。

国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp/>

⇒各種手続き概要・届出書等の様式などが掲載されています。

② 地方税に関する窓口及び相談機関

都道府県や市町村には、その規模の大小に応じて、それぞれ税務部(課)を設け、税の相談に応じています。各自治体にお問い合わせください。

II 各種中小企業支援について

① 中小企業庁ホームページ<http://www.chusho.meti.go.jp/>

中小企業関連税制のほか、中小企業支援策について掲載されています。

② ミラサポplusホームページ<https://mirasapo-plus.go.jp/>

ミラサポplusは、中小・小規模事業者の未来をサポートするサイトです。

③ 経済産業省ホームページ<http://www.meti.go.jp/>

経済産業省の施策全般について掲載されています。

Ⅲ その他

繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画（第8版）

https://jtf-net.com/shiryo/260115_dai8.pdf

繊維業界における自主行動計画の徹底プラン（第2版）

https://jtf-net.com/shiryo/240711_dai2.pdf

2030年にあるべき繊維業界への提言 ～ 伝統から未来への設計図（New Design 2030）～

 [「2030年のあるべき繊維産業への提言」](http://www.jtf-net.com/news/PDF/200303_2030Teigen_Rev..pdf)

http://www.jtf-net.com/news/PDF/200303_2030Teigen_Rev..pdf

繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン

<https://www.jtf-net.com/download-center/>

繊維産業における物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画

<https://jtf-net.com/shiryo/231222jishukodo.pdf>

価格交渉ハンドブック

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2020/200305support.pdf>

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

特定技能外国人材制度(工業製品製造業分野)について

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html

繊維全般の政策(経済産業省HP)

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/index.html